

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還請求権全般

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 補償要求, 沖縄住民対米請求問題, 在京米国大使館 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43696

(1)
对
处
方
针

⊙
⊙

⊙
⊙

極秘
無期限
第4部の内
第1号

沖縄米軍用地関係の請求権処理に関する
対米交渉対処方針(案)

4.5.8.27
条約局

沖縄米軍用地関係の請求権処理に関する現時
点での対米交渉対処方針案下記のとおり。(下
記各項目についての説明資料は別添のとおり。)

なお、具体的な要求金額については、なお事態
調査にまたざるをえない。
把握

記

1 沖縄に適用されている法令上根拠を有する

請求権の処理

布令20号上根拠を有する地主の請求権で
復帰までに未処理のもの(たとえば、復元補
償費の未払)(注)については、復帰後これ

を処理する手続をあらかじめ日米間で合意し
これを返還協定中に規定する。

かかる手続としては、(イ)米側の未処理債務
を一括日本政府が承継することとし、他方当
該債務の推定額相当を(単独に、又は下記2
及び5の支払額と一括して)日本政府に支払
う。又は、(ロ)復帰後に米側が直接地主に残存
債務を履行するための一定の手続を定めるの
二つの方式が考えられよう。

(注) 施政権返還時までに地主への返還が
確定していながら、現実の返還がやむ
をえざる遅延により施政権返還後とな
るものが予見される場合には、かかる
土地に関する請求を含む。

2 衡平の観点よりする講和前補償請求の処理

1950年6月30日以前から米軍により

使用され、形質変更が行なわれた沖縄の民有地のうち、1961年6月30日以前に地主に返還されたものについては、いわゆる講和前補償が支払われ、復元補償問題は解決済であるが、1961年7月1日以降施政権移転時までに返還されるものについては、布令20号体系の下では、復元に関する法的救済手段がないものとされている。

布令20号が復元補償の根拠たりえないこの種の民有地については、衡平の見地から、講和前補償の先例にならい、地主に対し、講和前補償の一環として支払われた復元費と少なくとも同程度の金額の見舞金が米側により支払われるべきことを主張する。

現実の米側による地主に対する支払が施政

権移転前に行なわれない場合には、上記(1)に基づく米側の日本政府に対する支払に本件見舞金相当額を加算し、地主に対しては、施政権移転後日本政府の責任において処理をする方法も考えられる。

3 地位協定に基づき米軍に再提供される軍用地の復元補償

復帰後地位協定に基づき米軍に再提供される土地については、形質変更がいわゆる講和前であると布令20号体系下であるとを問わず、日本政府が復元補償義務を引き継ぎ、また、復帰時に土地上に存在する構築物のうち土地の最終返還時に残存するものは無償で日本政府に引き渡させることとする。

上記のことを返還協定中においていかに規

定するかは、現在の米軍の賃(転)借権の施政権移転時における処理方法とも関連しうるが、米側が施政権移転前において当該土地に対して行なつた形質変更の結果生じうべきいづさいの原状回復義務を負わない旨及び日本国は施政権移転前に米側が行なつた改良又は構築物につき米側に補償義務を負わない旨を規定すれば足りよう。

4 日本政府が使用することとなる軍用地の復元補償

復帰後日本政府が使用することとなる軍用地(三公社等米国資産買収の対象となる物件所在の民有地を含む。)の復元補償は日本政府の責任において処理することとする。

5 その他

以上のほか、今後実態調査の進ちよくにより明らかとなるべき請求については検討のうえ米側による処理を合理的に主張しうるものについては、これを米側に提示するものとする。(説明資料2参照)

極秘

軍用地関係の請求権の処理について
(説明資料)

1 沖縄に適用されている法令上根拠を有する

請求の処理

米国は、布令20号に基づき、軍用地地主に対し賃借料、地上物件の補償及び1950年7月1日以降の形質変更に関する復元補償(ただし解放された軍用地に限る)の3種類の支払義務を有している。ここで問題とされるのは、米国の有するこれら3種類の債務で、事務的な遅延等のため地主に対する現実の支払が行なわれないうまま復帰の日を迎えることとなつたものの処理手続を日米間で合意する必要がある。布令20号によれば、米側の権利終了通告後60日で権利が終了することになつている。地主は、権利終了期日の30日

前までに復元補償要求を行なう。したがつて、かかる要求に基づき、米国と地主が要補償額につき協議中に復帰の日を迎えるものも理論的にはありうるわけであり、かかる協議の継続と、これに基づく補償の実施についても、上記の確定債務と同様の手続で処理する必要がある。

2 本土との補償範囲の相違から生ずべき請求の処理

布令20号の予定している補償項目は賃借料の支払、地上物件の補償及び復元補償の3種類に限られているが、右は、本土における補償項目よりも範囲が狭く、かかる観点から、沖縄の地主連合会は、上記の3種類の補償のほか、本土において行なわれている残地補償、

離作補償、水利補償等についても、米側に請求すべしとしているところ、かかる請求を行なうべきか否かについてはなお検討を要する。

3 衡平の観点よりする講和前補償請求の処理
対処方針案のとおり。

4 地位協定に基づき米軍に再提供される軍用地の復元補償

施政権移転時に地位協定に基づき米軍に再提供される民有地については、復元補償義務は日本政府が負うこととし、当該土地上に存在する構築物のうち最終返還時に残存するものは無償で日本政府に引き渡されることとする。ただし、地主への返還が確定していながら、やむをえざる遅延により、実際の返還が施政権移転後となるものについては、上記ノ

と同様に処理されるべきことを主張する。

上記のごとき処理は、一見米側が軍用地賃(転)借者として当然負うべき原状回復義務を日本政府が正当な理由なくして肩代りしたかのごとき印象を与えるが、以下の理由により、右処理は十分妥当と考えられる。

(4) 通常の私法上の契約であれば、賃借権が第三者に譲渡される場合、賃貸者に対する原状回復義務は当然譲受者に引き継がれるが、将来における譲受者の原状回復義務の履行に要する費用をどこまで譲渡者に負担せしめるかは、譲渡者、譲受者及び賃貸者の三者間の話合いの問題である。(したがって、賃借権及び地上物件の譲渡価格から、譲渡時における原状回復の推定費用を差し

引くといつた交渉の余地が十分ありうる。)

(4) 本件の場合、賃借権は無償譲渡を前提としたうえで、譲渡者は、譲受者から無償で土地の再提供を受け、地上物件の所有権は引き続き譲渡者が保持することとなるから、通常であれば、譲受者としては、契約解除時に、地上物件の撤去（又は撤去費相当額の支払）を譲渡者に要求しうる立場に立つ。

(5) しかるに、本土の施設・区域の場合は、地位協定第四条ノ項により、賃借者たる日本政府は、使用者たる米国に対し、地上物件の撤去（又は撤去費相当額の支払）を要求する権利をあらかじめ放棄しており、これに見合ひものとして、同条ノ項により、

地上物件を日本政府が無償で取得すべきことを定めているにすぎない。これは、賃借者たる日本政府の地位のみに着目すればきわめて不公平な負担であるが、安保条約に基づく米国の日本防衛義務（財政的にはわが国の防衛費の負担軽減）という大きな代償との関連において理解すべき性質のものである。

(6) しかりとすれば、沖縄の米軍基地の場合においても、単に日本政府による再提供前にすでに米軍により当該土地の使用、形質変更が行なわれていたという理由のみで、地位協定下とは異なる原状回復費の分担を米側に要求する根拠はないというべきであろう。施設権移転後に行なわれる形質変更

についてのみ日本政府が原状回復費を負担すべきであると主張することは、上記(イ)に照らせば、施政権移転前に当該土地上に現存する米軍施設は、安保条約下では不要であるから撤去すべしとの議論を行なうに等しく、著しく不合理である。(上記のことは、かりに、現在沖縄に米軍基地が全く存在せず、施政権移転後にすべて新規の施設区域として提供する場合を想定すれば明りよりである。)

(ウ) 米側としては、施政権移転が行なわれなかつたならば当然負担した賃借料及び原状回復費の支払から免除されることとなるが、これは決して不当な利益を得ることを意味せず、施政権移転後は、もはや米軍は自由

に基地を維持できず、安保条約、地位協定のわく内においてのみしかこれを使用できないこととなる代償と考へてしかるべきであろう。

5 日本政府が使用することとなる軍用地の復元補償

施政権移転後は、日本政府が使用することとなる民有地(自衛隊用施設、三公社、道路の一部等)の復元補償は、上記4の場合と同様、すべて日本政府の責任において処理することとする。かかる処理は、米軍に再提供される民有地の場合と異なり、地上物件又は資産の所有権も日本政府に譲渡されるのであるから、当該物件又は資産が日本政府にとり十分価値のあるものであれば、通常の私契約で

あつても、とくに不当な面はない。

もつとも、地上物件を有償で引き継ぐ場合には、買取価格は原状回復の費用を考慮して決定したとの国内説明が必要と思われる。(注)

(注) 国際法あるいは国家間の慣行に従い、

財産価値の有無にかかわらず、施政権の移転に伴い当然に無償で日本政府に引き渡されるべき米国有資産については、

底地の原状回復責任も、施政権移転の一環としてそのまま日本政府に引き継がれてしかるべきと解される。(私

法上の関係にアナロジーを求めれば、

これは、賃借権の譲受者が、なんらかの事情により、当該土地を恒久的に使用する必要がある場合に該当しよう。

かかる場合には、譲受者としては、当該土地の賃借を継続するか、いかなる代償を払つても当該土地を賃貸者から買い取るかの選択しかないのであるから、原状回復の問題は、そもそも起こりえないことになり、したがって、そのための費用をだれが負担するかの問題を議論する意味がない。)

極秘
無期限
第の内
号

沖縄米軍用地関係の請求権処理に関する
対米交渉対処方針(案)

4.5.9.7
条約局

○ 沖縄米軍用地関係の請求権処理に関する現時
点での対米交渉対処方針案下記のとおり。なお、
具体的な要求金額については、なお実態はあく
にまたざるをえない。

記

○ 1 沖縄に適用されている法令上根拠を有する
請求権の処理

○ 布令20号上根拠を有する地主の請求権で
復帰までに未処理のもの(たとえば、復元補
償費の未払)(注)については、復帰後これ
を処理する手続をあらかじめ日米間で合意し、

これを返還協定中に規定する。

○ かかる手続としては、(1)米側の未処理債務
を一括日本政府が承継することとし、他方当
該債務の推定額相当を(単独に、又は下記2
及び5の支払額と一括して)日本政府に支払
う。又は、(2)復帰後に米側が直接地主に残存
債務を履行するための一定の手続を定める、
の二つの方式が考えられよう。

○ (注) 施政権返還時までに地主への返還が
確定していながら、現実の返還がやむ
をえざる遅延により施政権返還後とな
るものが予見される場合には、かかる
土地に関する請求を含む。

○ 2 衡平の観点よりする講和前補償請求の処理

○ 1950年6月30日以前から米軍により
使用され、形質変更が行なわれた沖縄の民有

地のうち、1961年6月30日以前に地主に返還されたものについては、いわゆる講和前補償が支払われ、復元補償問題は解決済であるが、1961年7月1日以降施政権移転時までに返還されるものについては、布令20号体系の下では、復元に関する法的救済手段がないものとされている。

布令20号が復元補償の根拠たりえないこの種の民有地については、衡平の見地から、講和前補償の先例にならい、地主に対し、講和前補償の一環として支払われた復元費と少なくとも同程度の金額の見舞金が米側により支払われるべきことを主張する。

米側の地主に対する現実の支払が施政権移転前に行なわれない場合には、上記(イ)に基

づく米側の日本政府に対する支払に本件見舞金相当額を加算し、地主に対しては、施政権移転後日本政府の責任において処理する方法も考えられる。

3 地位協定に基づき米軍に再提供される軍用地の復元補償

復帰後地位協定に基づき米軍に再提供される土地については、形質変更がいわゆる講和前であると布令20号体系下であるとを問わず、日本政府が復元補償義務を引き継ぎ、また、復帰時に土地上に存在する構造物のうち土地の最終返還時に残存するものは無償で日本政府に引き渡させることとする。

上記のことを返還協定中においていかに規定するかは、現在の米軍の賃(転)借額の施

政権移転時における処理方法とも関連しうるが、米側が施政権移転前において当該土地に対して行なつた形質変更の結果生じらべきいづさいの原状回復義務を負わない旨及び日本国は施政権移転前に米側が行なつた改良又は構築物につき米側に補償義務を負わない旨を規定すれば足りよう。

4 日本政府が使用することとなる軍用地の復元補償

復帰後日本政府が使用することとなる軍用地（三公社等米國資産買収の対象となる物件所在の民有地を含む。）については、施政権返還時に、日本政府が地上物件を取得するとともに、復元補償は日本政府の責任において処理することとする。

5 その他

以上のほか、今後実態調査の進捗により明らかとなるべき請求については検討のうえ米側による処理を合理的に主張しうるものについては、これを米側に提示するものとする。

秘
期限
部の内
号

7月10日 半信
3 北米一課長 1 条約課長 法規課長
2 条約局長

沖縄の請求権問題処理に関する対米
交渉対処方針(案)

45.12.1
条約局

沖縄の請求権問題処理に関する対米交渉対処
方針案下記の通り。なお、具体的な要求金額については、
今後の実態把握を待って、これを確定することとする。

記

1. 軍用地復元補償

(1) 沖縄に適用されている法令上根拠を有する請求権の処理

布令20号上根拠を有する地主の請求権で復帰迄に
未処理のもの(たとえば復元補償費の未払)(注)については、

復帰後これを処理する手続を予め日米間で合意し、これを
返還協定中に規定する。かかる手続としては、(イ)米側
の未処理債務を一括日本政府が承継することとし、他方
当該債務の推定額相当を(単独に、またはその他の補
償要求項目に関する支払額と一括して)日本政府に支
払うか、または、(ロ)復帰後に米側が直接地主に残存
債務を履行するための一定の手続を定める、の二つの
方式が考えられよう。

(注) 施政権返還時に地主^(する一と)の返還が確定して
いながら、現実の返還が止むを得ざる遅延により
施政権返還後となるものが予見される場合には

かかる土地に関する請求を含む。

(2) 衡平の観点よりする補償請求の処理

1950年6月30日以前から米軍により使用され、形質変更

が行われた沖縄の私有地のうち、1961年6月30日以前に

地主に返還されたものについては、いわゆる講和前補償が

支払われ、復元補償問題は解決済みであるが、1961年

7月1日以降、施政権移転時迄に返還されたものについ

ては、布令20号体系の下では、復元に関する法的救済手段

がないものとされている。

布令20号が復元補償の根拠たり得ないこの種の私有地

については、衡平の見地から、講和前補償の先例にならぬ

地主に対し、講和前補償の一環として支払われた復

元費と少なくとも同程度の金額の見舞金が米側により

支払われるべきことを強く主張する。

米側の地主に対する現実の支払が施政権移転前

に行われていない場合には、上記(1)(イ)に基づく米側の

日本政府に対する支払に本件見舞金相当額を加算し、

地主に対しては、施政権移転後日本政府の責任において

処理する方法も考えられる。

(3) 地位協定に基づき米軍に再提供される軍用地の復元補償

復帰後地位協定に基づき米軍に再提供される土地

については、形質変更が行われる講和前であると布令20号

体系下であると向わず、日本政府が復元補償義務を
 引き継ぎ、また、復帰時に土地上に存在する構築物の
 うち、土地の最終返還時に残存するものは無償で日本
 政府に引き渡させることとする。
 上記のことを返還協定中において如何に規定する
 かは、現在の米軍の賃(転)借権の施政権移転時に
 おける処理方法とも関連するが、米側が施政権移転
 前において当該土地に対して行った形質変更の結果
 生じらばき一切の原状回復義務を負わない旨及び日本側
 は施政権移転前に米側が行なった改良または構築物
 につき米側に補償義務を負わない旨を規定すれば足りよう。

(4) 日本政府が使用することとなる軍用地の復元補償
 復帰後日本政府が使用することとなる軍用地(三公社等
 米國資産買収の対象となる物件所在の民有地を含む)に
 ついては、施政権返還時に、日本政府が地上物件を
 取得するとともに、復元補償は日本政府の責任において
 処理することとする。
 2. その他の補償要求項目
 (1) 米側による補償方強く主張するもの
 那覇軍港海没地の補償
 那覇軍港の海没地約10,000坪については、土地自体
 もはや存在しないにもかかわらず軍用地賃貸借契約が依然として

存続しており、賃料の支払も続けられている。当該水域は、
 復帰後も引き続き米軍の使用に供されることと思われること
 土地が現実に存在せぬ以上、施設庁が地主との契約に
 より、これを土地として地位協定に基づき米軍の使用に供す
 べきである。
 この点については、従って、本件海没地については、復帰前の
 地主の当該土地に対する権利
 については、滅失地補償の支払を趣い私権を消滅せしめ、
 1か1は要があること。その場合では、当然に滅失地
 補償を公有水面に編入しなくてはならない。よって海没の
 に対する補償請求の権利が地主に生ずる。
 時期については、更に事実関係の調査を要するが仮に同時期
 が1950年6月30日以前とすれば、米側が既に講和前補償
 の一環として、~~当該土地に対する権利~~ 滅失地補償の支払を行っていることに鑑み、
 他の土地については、1か1の地主に對し
 上記1(2)と同様の主張が可能であり、また、仮に同時期

が1950年7月1日以降とすれば、上記1(1)と同様の主張が
 可能である。よって、本件については、米側が補償を支払
 べき旨強く主張する。
 (補償方)
 (2)米側に提起するもの
 講和前人身損害未補償者に対する補償
 米側の講和前補償支払に先立ち、沖縄住民の請求
 取りまとめが行なわれ、際、種々の事情から右の手續きに
 間に合わず、補償遅れとなった者が提起している本件補償
 要求については、当時の現地^{事情}情勢から見て、一概に請求者
 の懈怠として無視し得ぬものがあるので、同種の損害に關する
 既補償者との均衡という観点から、米側が見舞金の追加

支払を行わすべき旨主張する。

(3)米側の処理責任を確認し、復帰後の処理手続きを明らかにしておくもの。

漁業補償

本件補償請求は、現在、琉球列島米國土地裁判所に対する訴願の係属という形で米側の処理手続きに載せられているので、復帰前に処理が行われなかった場合は、復帰後に米側の処理責任が残ることを確認するとともに、復帰後の米側による処理手続きを明らかにする。

単用地賃借料増額

本件増額請求については、事実関係につき更に調査

する必要があるが、現在、土地裁判所に訴願係属中であることに鑑み、基本的には、漁業補償と同様の取扱いとする。

講和後人身損害補償

本件補償請求は、現在、外国人賠償法に基づく米側の処理手続きに載せられているので、復帰前に処理が行われなかった場合は、復帰後に米側の処理責任が残ることを確認するとともに、復帰後の米側による処理手続きを明らかにする。

基地公害補償

本件補償請求は、外国人賠償法の向題であるので

講和後人身損害補償と同様の取扱いとする。

(4)更に実態調査を要するもの。

入会制限による損失補償

本件補償請求については、現地における入会権の

入会慣行の存否及び本土との比較等につき更に実態

調査の上、関係住民の補償請求に~~主~~合理的理由ありとの結

論を得た場合には、これを米側に対し提起する。

国所有地貸付収入の償還

本件収入の償還は沖縄住民が要求しているものでは

ないが、同収入の米側による使途につき更に調査の結果

使途が米側の管理

わが国として償還を請求すべき旨の結論を得た場合は、

米側の所有財産管理権が濫用されたと

この限りでは貸付収入の償還請求

米側米側に提起する。

米

(5)対側に提起しないもの。

潰れ地に関する補償

本件補償請求の対象となる土地が道路、排水溝等

の形で潰れ地として現状固定されているのは、琉政

ないし市町村の都合によるものであり、米側対米交渉の

問題ではない。

軍用地の浸蝕に関する補償

本件請求の原因たる軍用地の自然の浸蝕については

仮に米側に管理上の瑕疵があったとしても、これを立証

し、対米交渉において取り上げることは事実上不可能と

（終戦前の日本政府と）

思われる。

軍用地通損補償

米側の講和前補償が賃借料、復元補償等とは別に、水利

残地、建物移転等を見舞金支払の積算項目として認めている

ことは事実である。しかし、この問題とされている通損補償は

専ら1950年7月1日以降の軍用地使用に伴うものであるから、復元

補償に関する上記1(2)の如き衡平の問題(同時期における

同種の損害につき補償措置が異なるという問題)は生じ得ず、現に

1950年7月1日以降の時期について見れば、通損補償という名目の

補償支払が行われていない。従って、すべての軍用地の取扱は同一

である。他方、布令20号に基づく現行の軍用地補償制度を

取り上げ、通損補償が土地賃借料とは別念に支払われるべき

であると主張することは困難である。そもそも、契約または取用

にあたり

より土地を使用する場合、通損補償を常に賃借料ないし使用料

と別建てにすべき必然的理由は存在せず、地主に対し一定の

対価を支払う場合、これを賃借料または使用料の名目で一括して

行なうか、あるいは通損補償の如き他の名目を追加して行なう

名目上の

かは便宜的な相違であり、かかる形式的な相違の有無に

より地主の権利が影響されるとは言い難い。従って、本件に

おける施設区域提供のための施設庁と地主の間の契約及び

土地収用法が、いずれも通損補償を別建てとする体制を

とっているから、よって、沖縄の軍用地補償も同様であるべきに

と考へべき理由はない。以上を鑑み、通損補償として

提起されている本件補償請求が仮に理由ありと認められ
(は、結局)

本質的には軍用地賃借料のスケールアップの引き上げ要求

に帰着するものと考へざるを得ず、その実質はとらかく

として扱ふべきものと考へらる。しかるに、かかる要求を

として、かかる要求を米側との間に認めらるべき

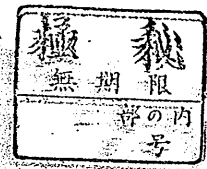
認めらるべき場合は本件に留まらず、米施政下の沖縄における

法的にも困難があり、また、その波及効果から

その他各種の補償額(例えば、復元補償、外国人賠償法

に基づく支払等)の再検討にも波及し得る広汎な問題を惹起

するものと懸念され、現実的ではないと考へらるべき。



米側との交渉

米側との交渉

沖縄の請求権問題に関する従来の方針

交渉の概要

1963.13

条規

1. 沖縄の施政権返還に伴う対米レベルの処理振

りについては(返還協定に奄美、小笠原の場合と同様に

請求権放棄条項が挿入されることを想定しつつ、その場

合の前提としての)日米間のアレンジメントに関するわが方の

基本的考へ方をその際のトーキング・パートナー取りきり

客年12月22日の愛知マヤヤ会談の際に、米側は

(左記の請求権問題に対する他の認識に基づき、

年交するとの見解)検討を要請した。と要請した。

2. 上記のわが方申し入れに関しては、1月5日、在米

本件大蔵省の求めにより作成されたもの

三月十日を計同法相談

大使館 シュミツ法務官より 2, 3の点につき補足説明
を求め越した。 即ち、同法務官は、先ず、わが方トキ
パーの諸項目中、軍用地復元補償及び講和前人身
傷害未補償分の補償については、日本側のプレゼンテー
ションも明快であり、本国政府が取り決めに際し、特に問題
なからうと前置きの土、海没地補償及び全制限補償
（ロッキ）
のロッキの通り述べて、米側としては、土地が海没し
り全く存在しなくなったとの考え方が普遍的妥当性有
とばかりも考えず、海没も形質変更の一形態と観念
すれば、本件を軍用地復元補償問題と別個に取扱う
理由も特にないと考えらる。 本件海没地が現在の如く

3
布令20号に基づき、貸借関係の下に置かれることにな
のは、1959年当時、関係地主側から強い要望があつた
からであり、日本側主張の如く海没の時点で土地が失
われたとの前提をとるのであれば、従来支払われて来た
賃借料も土地自体の喪失に対する見舞金（海没は講和前
あり、従って請求権も放棄された）の分割払であつたと解す
べき旨の主張が現地米側から行なわれることも予想され
た。復讐とよも適用され、日本法令の下で海没地と土地
と観念し得ないといふのであれば、これは日本の法制が適用
され問題であるから、日本側で処理すべきだとの主張も
米側内部には予想される。 （ロッキ）
決り、全制限補償に

ついでに、米本土にはほとんど類似の制度がそのこととし
 鑑み、本国政府としても理解し難い面があると思われ
 るので、日本本土における入会補償の実例等を先ず通知
 したいと思ふ。

3. ミットツ法務官の以上の如き見解の表明に対しては
 わが方より、1月5日及び同18日の前後二回に亘り要旨次の如
 く応酬した。即ち、わが方としては復帰前の時期における
 米側の海没地取扱い振りの適法性を云々しているわけ
 ではなく、本件海没地に於て既に賃貸借契約が民法に
 存在する以上、これに基づき支払われた賃借料は飽く迄も
 賃借料であつて、仮にも土地自体の喪失に対する見舞金の

分割払と觀念されるべきではない。わが方がトキグ
 パーにおいて海没地補償と一般の軍用地復元補償と
 は一応別個の項目として提示したのは、前者が後者と異り
 必然的に復帰迄に顕在化し、地主との間で処理を怠
 られる性質の問題だからである。また、海没地補償を
 日本の法体制の導入が創出する問題と考へることは誤り
 であり、米側の行為を土地の喪失と見なす重大な形質変更と
 見なすから、本件補償の問題は、米側に於ける米側の
 行為が創出したものであつて、施政権の返還に伴つて
 日本の法体制の導入は、かかる行為の結果として米側に
 既に負つてゐる債務(法的債務でないとしても)の親戚

からする義務)の履行時期を単に早めるものでない。
 なお、本土における入会補償の事例としては、東富士、北
 富士両演習場並びに三沢及び水戸射撃場につき
 最近の数字を示しつつ適宜説明するとして、東富士の
 入会問題につき、入会を法的権利として認められた本年
 1月14日の東京地裁判決に言及し、その意義を強調して
 おいた。
 10月17日
 4. ~~その後、2月14日に~~ ミニ法務官より現地米
 側との内々の協議せざることを、大栗次郎知事非公的
 な感状の提示があった。即ち、軍用地復元補償(1950
 6月30日以前に形質変更を要し、1961年7月1日以降に解放され

△であり、また、他の種々の補償要求への対応も留意を要する。
 (米側の好意のなから困難と思われる。)

たもの)及び海没地補償(土地の価格を金額補償するもの
 (土地と地権関係の)
 が多い不明)の2項目については、米側内部においても、
 明白な協議は行われていない。
 (米側には、処理を要するとのラインで、ほとんどの意見
 が一致している。他方、講和前人身傷害未補償金の
 補償については、3年間請求の機会があったにも拘らず、
 補償減額となつたのは当事者の落度を推定せざるを得
 ない。また、損害の実証についての困難もあるため、米
 側が取り上げることは困難と思われる。また、入会制限
 補償については、関係者が未だ問題を整理しな
 ない。前(1955年)の(米側)の(米側)の(米側)の
 ため、米側は、(米側)の(米側)の(米側)の(米側)の
 ため、米側は、(米側)の(米側)の(米側)の(米側)の

問題の社会善議的解決

(いかに「港和米部」を以て米野新開作
より米野新開作を米野新開作と見做すことあり)

け著しく困難と思われるところ、この面の困難を回避す

軍用

一方策として米側が造成した埋立地の売却による

補償財源の調達ということが考えられる。この種の

埋立地は約150エーカー時価として約1600万ドルに相当

これを施政権返還前に売却した代金で補償を行ない

あるいはかかる埋立地の一部を海没地地主に代替地

として提供する案があるが、これらの埋立地は引揚

き軍用地として使用した現実の事実があるため売却と併

時に布令20号に基づき債権を設定する必要がある

からである。

5 左は米側の公的代償として米野新開作を以て米野新開作と見做すことあり、2月17日付の米野新開作と見做すことあり、米野新開作と見做すことあり、米野新開作と見做すことあり

意見

を伝へる。即ち、わが方としては米側が造成した

埋立地の復歸に際し当然に日本政府に移転せしめら

れたいと考えており、また、桑港条約の3条に基づき米側の

施政権の暫定性を勘案し、特に復歸を目前に控

えて本件埋立地をわが方によって米側が処分することは

相当である。また、海没地地主の代替地として米側が

処理が請求権問題の解決の形として米野新開作の

福利向上に資するものとして米野新開作の場合一限り

わが方としては敢てこれを問題とし、わが方針として

米野新開作を軍用に転換し、米野新開作の復歸に

米野新開作を軍用に転換し、米野新開作の復歸に

すべし希望し、且、入会補償について、米側の好意的
な配慮を期待する。

6. 以上の諸域会において、我々としても、譲和可
人身補償減水、入会制限等の、米側提案の
米側支出による解決の必要性の認識に努めて
いるが、~~米側による正式回答は、~~
遺憾ながら、解決の見通しを樂觀視しうるこ
とに、米側材料を提出可能なところから、
何れにせよ、米側の正式回答の接しに、改い。